

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月17日（水曜日）
開会 午前10時0分
散会 午前10時16分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総括質疑の方法等について

出席委員

委員長	國 仲 昌 二			
副委員長	大 城 憲 幸			
委員	島 尻 忠 明	新 垣	新	
	下 地 康 教	仲 村 家 治		
	又 吉 清 義	末 松 文 信		
	玉 城 健一郎	山 里 将 雄		
	当 山 勝 利	次 呂 久 成 崇		
	平 良 昭 一	瀬 長 美 佐 雄		
	玉 城 武 光	西 銘 純 恵		
	金 城 勉			

欠席委員

なし

○國仲昌二委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。

各常任委員長からの決算調査報告書につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットへ掲載しております。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑事項等について、事務局より説明）

○國仲昌二委員長 再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

（休憩中に、理事会開催）

○國仲昌二委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

まず、総括質疑事項については、今回挙がっている2件といたします。

質疑事項に対し出席を求める者は、知事といたします。

質疑方法及び時間ですけれども、質疑時間はトータルで40分、これは2時間をめどにした場合の質疑時間ということで、40分ということになります。一問一答方式で行います。質疑時間40分を各会派に割り振りますと、沖縄・自民党14分、ていだ平和ネット7分、おきなわ新風7分、日本共産党沖縄県議団7分、維新・無所属の会3分、公明党3分となります。

次に、会派間の質疑時間の譲渡はできないということです。

質疑順序については、多数会派順とします。

次に、重複する質疑は避ける。

質疑については、通告書様式3により、質疑の要旨は可能な限り具体的に記載して通告書を提出する。

質疑通告期限は、明日1月18日木曜日の正午といたします。

この実施方法については、理事会で全会一致で決定いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、1月19日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 國 仲 昌 二